LIFULL

第32回

定時株主総会招集ご通知

株式会社LIFULL（証券コード：2120）

開催概要

日　　時：2026年12月23日（水曜日）
午前10時

開催方法：場所の定めのない株主総会（バーチャルオンリー株主総会）として開催いたします。
※インターネット上のみで開催するため、会場はございません。

U　R　L：https://web.sharely.app/login/lifull-32

決議事項

第1号議案　剰余金の処分の件

第2号議案　定款一部変更の件

第3号議案　取締役５名選任の件

書面又はインターネット等による議決権行使期限

2026年12月22日（火曜日）午後5時まで

事前質問受付期限

2026年12月21日（月曜日）午後5時まで

URL：https://web.sharely.app/login/lifull-32

本定時株主総会の運営について

本株主総会は、**インターネット上のみで開催する「バーチャルオンリー株主総会」です。株主様が実際にご来場いただく会場はございません。オンラインでご出席くださいますようお願い申し上げます。**当日のご出席方法に関しては4頁から7頁に記載の「バーチャルオンリー株主総会のご案内」をご参照ください。
また、当日ご出席されない場合、あるいは当日ご出席される場合も通信障害等に備え、書面又はインターネット等によって議決権を事前行使することができます。

その他、本株主総会の運営等に変更がある場合には当社投資家情報サイト（https://lifull.com/ir/）でお知らせいたします。

(証券コード:2120)
(発信日)2026年12月2日

株 主 各 位

東京都千代田区麹町一丁目４番地４
株式会社ＬＩＦＵＬＬ
代表取締役社長執行役員 伊東　祐司

第32回定時株主総会招集ご通知

拝啓　日頃より格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第32回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会は、昨年に引き続き、当社定款の定めに基づき、場所の定めのない株主総会（以下、「バーチャルオンリー株主総会」といいます。）といたします。ご出席いただくために必要となる環境やお手続方法等の詳細は4頁から7頁の「バーチャルオンリー株主総会のご案内」をご確認ください。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の当社投資家情報サイトに掲載しておりますので、以下のウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認くださいますようお願い申し上げます。

当社投資家情報サイト　　https://lifull.com/ir/ir-data/meeting/

また、電子提供措置事項は、当社投資家情報サイトのほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しておりますので、以下よりご確認ください。

東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）
https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show

（上記の東証ウェブサイトにアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」に「LIFULL」又は「コー

ド」に当社証券コード「2120」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。）

また、当日ご出席されない場合、あるいは当日ご出席される場合も通信障害等に備え、書面又はインターネット等によって議決権を事前行使することができます。お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使してくださいますようお願い申し上げます。

［書面による議決権行使の場合］

本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、2026年12月22日（火曜日）午後5時までに到着するようご返送ください。

［インターネット等による議決権行使の場合］

当社指定の議決権行使ウェブサイト（https://www.web54.net）にアクセスしていただき、本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙に表示された「議決権行使コード」及び「パスワード」をご利用のうえ、画面の案内に従って、2026年12月22日（火曜日）午後5時までに、議案に対する賛否をご入力ください。

インターネット等による議決権行使に際しましては、8頁から9頁の「議決権行使等についてのご案内」をご確認くださいますようお願い申し上げます。

敬　具

記

1 日　　時	2026年12月23日（水曜日）午前10時 ※通信障害等により、本株主総会を上記日時に開催することができない場合、本株主総会は2026年12月24日（木曜日）午前10時に延期いたします。	
2 開催方法	バーチャルオンリー株主総会とします。詳細は4頁から7頁の「バーチャルオンリー株主総会のご案内」をご確認ください。 ※インターネット上のみで開催するため、株主様が実際にご来場いただく会場はございません。	
3 目的事項	**報告事項**	1. 第32期（2025年10月1日から2026年9月30日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件 2. 第32期（2025年10月1日から2026年9月30日まで）計算書類の内容報告の件
	決議事項	第１号議案　剰余金の処分の件 第２号議案　定款一部変更の件 第３号議案　取締役５名選任の件
4 議決権の行使等についてのご案内	8頁から9頁に記載の「議決権行使等についてのご案内」をご参照ください。	
5 招集にあたっての決定事項	(1) 本株主総会の議事における情報の送受信に用いる通信の方法は、インターネットによるものといたします。 (2) 通信障害等により、本株主総会の議事に著しい支障が生じる場合は、議長が本株主総会の延期又は続行を決定することができることとするため、その旨の決議を本株主総会の冒頭において行うことといたします。当該決議に基づき、議長が延期又は続行の決定を行った場合には、速やかに当社投資家情報サイト（https://lifull.com/ir/）でその旨及び延会又は継続会の開催日時をお知らせいたします。	

以　上

- 株主総会の運営に変更が生じる場合は、当社投資家情報サイトに掲載させていただきます。
- 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、当社投資家情報サイト及び東証ウェブサイトにおいて、その旨、修正前及び修正後の事項を掲載いたします。
- 書面交付請求をいただいた株主様には、電子提供措置事項を記載した書面をあわせてお送りいたしますが、当該書面は、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、次に掲げる事項を除いております。
  ①　事業報告の「会社の体制及び方針」
  ②　連結計算書類の「連結持分変動計算書」「連結注記表」
  ③　計算書類の「株主資本等変動計算書」「個別注記表」

  したがって、当該書面に記載している事業報告、連結計算書類及び計算書類は、会計監査人が会計監査報告を、監査役が監査報告を作成するに際して監査をした対象書類の一部であります。

バーチャルオンリー株主総会のご案内

本株主総会は、インターネット上でのみ開催する「バーチャルオンリー株主総会」です。株主様が実際にご来場いただく会場はございません。オンラインでご出席くださいますようお願い申し上げます。ご出席いただくために必要となるウェブサイトのURL、アクセス方法、お手続方法等の詳細について、以下のとおりご案内申し上げます。

株主総会開会前

LIFULLバーチャル株主総会サイトにアクセスする	株主総会にログインする	事前質問をする（12月21日午後５時まで）
		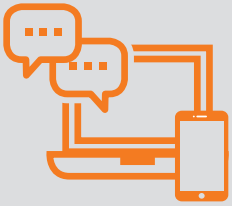

1.「LIFULLバーチャル株主総会サイト」にアクセスしてください。

LIFULLバーチャル株主総会サイト
https://web.sharely.app/login/lifull-32

2. 議決権行使書用紙に記載の「株主番号」「郵便番号」及び「保有株式数」を、画面表示に従って入力しログインしてください。

※議決権行使書用紙を投函する前に、「株主番号」「郵便番号」及び「保有株式数」を、必ずお手許にお控えください。

（表面）
（裏面）

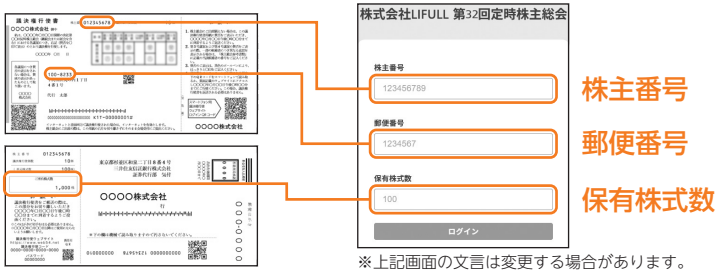

※上記画面の文言は変更する場合があります。

※ご不明点については、以下FAQサイトをご参照ください。
https://sharely.app/faq

【ログイン方法、操作方法等に関する問合せ先】
■会社名：Sharely株式会社
■電話番号：03−6683−7661
■受付日時：2026年12月23日（水）午前９時から株主総会終了まで

株主総会開会前

議決権を事前行使する
（12月22日午後５時まで）



株主総会当日

株主総会に出席する
（12月23日午前10時開始）
※午前９時30分から配信開始



質問をする
議決権行使をする

●代理人による出席方法
議決権を有する他の株主様1名を代理人として、議決権を行使することができます。ご希望の株主様は、株主総会に先立って、当社に「代理の意思表示を記載した書面（委任状）」のご提出が必要となりますので、以下の提出先までご送付ください。
〔代理人に関する書類の提出先〕　〒102-0083　東京都千代田区麹町1-4-4　株式会社LIFULL　株主総会担当宛
〔ご提出期限〕　2026年12月17日（木）午後5時必着
※提出期限までに必要書類が当社に届かなかった場合は、代理人による出席は認められませんのでご了承ください。
※ご提出いただいた書類に不備があった場合は、有効な委任としてお取り扱いできない場合がございます。

●事前質問について
LIFULLバーチャル株主総会事前質問受付専用サイト（https://web.sharely.app/e/lifull-32/pre_question）より、株主総会の目的事項に関する事前のご質問をお受けいたします。なお、お一人様につき3問、文字数は150文字までとさせていただきます。
〔事前質問受付期間〕2026年12月2日（水）午前10時から2026年12月21日（月）午後5時まで
※受付期間終了後に送信されたご質問にはお答えできかねます。
※事前質問受付サイトから動議はご提出いただけません。
※株主の皆様にご関心が特に高いと思われる事項を中心に、株主総会当日にご説明させていただく予定です。

●当日の議決権行使、質問及び動議の提出方法、「代理の意思表示を記載した書面（委任状）」の様式、事前質問方法等につきましては、下記URLにて「第32回定時株主総会 ご出席マニュアル」をご参照ください。
https://ir.lifull.com/ir/ir-data/meeting/

本株主総会出席の際の議決権行使の取り扱いの内容

本株主総会にご出席いただいた場合の議決権行使の取り扱いについては、次のとおりです。

株主総会前日まで	本株主総会当日	議決権行使の取り扱い
議決権を事前行使した	議決権を行使した※	当日の議決権行使が有効（事前行使は無効）
	議決権を行使しなかった	議決権の事前行使が有効
議決権を事前行使していない	議決権を行使した※	当日の議決権行使が有効
	議決権を行使しなかった	棄権

※株主総会当日に議決権を行使される場合は、すべての議案について、賛否をご表示ください（賛否を表示されなかった議案は事前行使があったものも含め棄権となります。）。

本株主総会の議事に用いる通信方法及び通信障害対策についての方針の内容の概要

- インターネットの冗長化等の通信障害対策が講じられた株主総会専用システムを利用し、株主総会当日は通信障害対応が可能な専門スタッフを配置いたします。
- 通信障害により議事に著しい支障が生じた場合に備え、株主総会当日に、延会又は継続会の議長一任決議について諮ります。
- 通信障害が生じた場合に備え、予め対応マニュアルを整備いたします。
  対応マニュアルには、株主総会専用システムの運営会社と十分な協議のうえで、障害発生時の対応方法、株主様への周知方法等を記載いたします。

インターネットを使用することに支障のある株主様のご参加方法（利益の確保に配慮することについての方針の内容の概要）

- 通信の方法としてインターネットを使用することに支障のある株主様について、書面による事前の議決権行使を推奨する旨を招集ご通知及び招集ご通知とあわせてお送りする書面等により通知いたします。
- 招集ご通知及び招集ご通知とあわせてお送りする書面等により、報告事項及び決議事項に関する情報提供を行うことに加え、場所の定めのない株主総会の開催方法や参加方法に関してわかりやすい形で情報提供を行います。

株主総会への出席に関する注意事項

- 株主総会の進行上の都合やご質問内容により、すべてのご質問にお答えできない場合がございます。
- 当日は安定した配信に努め、通信障害が発生した場合に備え具体的な対処のマニュアルも準備しておりますが、視聴される株主様の通信環境の影響により、ライブ配信の映像・音声の乱れ及び一時中断などの通信障害、並びに送受信に軽微なタイムラグが発生する可能性がございます。
- 株主総会当日において、株主様側の通信環境等の問題と思われる原因での接続不良・遅延・音声のトラブルにつきましては、一切の責任を負いかねます。
- ご出席いただく際の通信機器類、接続料金及び通信料等の一切の費用は株主様のご負担となります。
- 映像や音声データの録画・録音、第三者への提供、SNSなど公開での上映、転載・複製は禁じます。また、ログイン方法やログインに必要な項目を第三者に伝えることも禁じます。

議決権行使等についてのご案内

書面又はインターネット等により事前の議決権行使をいただきますよう、お願い申し上げます。

バーチャルオンリー株主総会に出席される場合

4頁～7頁に記載の「バーチャルオンリー株主総会のご案内」をご参照のうえ、バーチャルオンリー株主総会にご出席ください。

日　時

2026年12月23日（水曜日）
午前10時

書面（郵送）で議決権を行使される場合

招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、ご返送ください。
書面（郵送）により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。

行使期限

2026年12月22日（火曜日）
午後５時到着分まで

インターネット等で議決権を行使される場合

次頁の案内に従って、議案に対する賛否をご入力ください。

行使期限

2026年12月22日（火曜日）
午後５時完了分まで

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

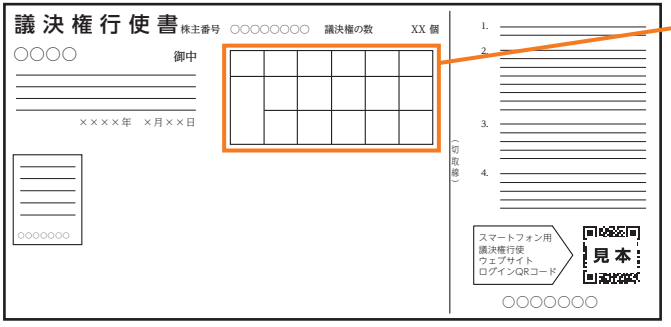

※議決権行使書用紙はイメージです。

こちらに議案の賛否をご記入ください。

第1号議案、第2号議案

- **賛成の場合** ≫ 「賛」の欄に○印
- **反対する場合** ≫ 「否」の欄に○印

第3号議案

- **全員賛成の場合** ≫ 「賛」の欄に○印
- **全員反対する場合** ≫ 「否」の欄に○印
- **一部の候補者を反対する場合** ≫ 「賛」の欄に○印をし、反対する候補者の番号をご記入ください。

書面（郵送）及びインターネット等の両方で議決権行使をされた場合は、インターネット等による議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネット等により複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

インターネット等による議決権行使のご案内

ＱＲコードを読み取る方法「スマート行使」

議決権行使コード及びパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトにログインすることができます。

1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。

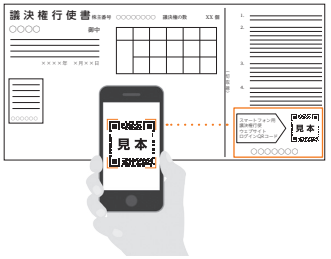

※「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は１回に限り可能です。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

議決権行使コード・パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト　https://www.web54.net

1 議決権行使ウェブサイトにアクセスしてください。

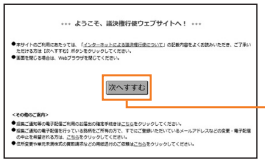

「次へすすむ」をクリック

2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。

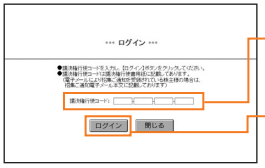

「議決権行使コード」を入力

「ログイン」をクリック

3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。

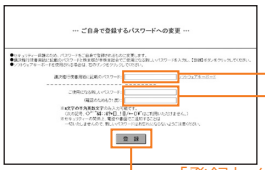

「パスワード」を入力

実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください

「登録」をクリック

4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネット等による議決権行使でパソコンやスマートフォンの操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三井住友信託銀行　証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル
電話番号：**0120－652－031**（フリーダイヤル）
（受付時間　9：00～21：00）

機関投資家の皆様は、株式会社ICJの運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことが可能です。

株主総会参考書類

第１号議案　剰余金の処分の件

当社は、積極的な事業展開の推進により、利益の継続的な増加を目指す「将来の成長に対する投資」及び財務体質の充実・強化を図るための「内部留保」を中心に据えながら、株主の皆様への利益還元を重要な経営方針の一つとして位置付けております。

配当金については、毎期の業績に応じた弾力的な成果の配分を基本方針としております。ただし、非経常的な特殊要因により親会社の所有者に帰属する当期利益が大きく変動する場合は、その影響を考慮して配当金額を決定いたします。

当期の期末配当については、親会社の所有者に帰属する当期利益の30％を配当性向の目途としております。

また、当期の非経常的な特殊要因として、以下の項目を配当原資に加算して計算しております。

・海外子会社の組織再編に伴い発生した繰越欠損金の取り崩しによる税金の減少分

なお、１株当たりの配当金については、期末時点の発行済株式数（自己株式を除く）をもとに計算しております。また、配当性向30％をより正確に計算するため、小数点以下第３位を四捨五入としております。

期末配当に関する事項

当期の期末配当については、当期の業績を踏まえ、上記の方針に則り、以下のとおりといたしたく存じます。

配当財産の種類	金銭
配当財産の割当てに関する事項及びその総額	当社普通株式1株につき金　7円47銭 配当総額　958,737,726円
剰余金の配当が効力を生じる日	2026年12月24日

第２号議案　定款一部変更の件

1. 提案の理由

（1）オフィスフロアを集約して社員間のコミュニケーションを強化し、イノベーションの創出と生産性の向上を図ることにより、事業成長を加速させるため、現行定款第３条（本店の所在地）に定める本店の所在地を東京都千代田区から東京都品川区に変更するものであります。なお、本変更につきましては、2027年12月に開催予定の第33回定時株主総会までに開催される取締役会において決定する本店移転日をもって効力を発生することとし、その旨の附則第1条を設けるものであります。

（2）当社を取り巻く経営環境の変化に迅速に対応できる経営体制を構築するとともに、事業年度ごとの取締役の経営責任をより明確にするため、現行定款第21条（任期）に定める取締役の任期を現行の2年から1年に短縮するものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

（下線部分は変更箇所を示しております。）

現行定款	変更案
（本店の所在地） 第３条 当会社は、本店を東京都千代田区に置く。	（本店の所在地） 第３条 当会社は、本店を東京都品川区に置く。
（任期） 第２１条 (１)取締役の任期は、選任後２年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。 (２)増員又は補欠として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。	（任期） 第２１条 取締役の任期は、選任後１年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。 （削除）
（新　　設）	附則 第１条　定款第３条（本店の所在地）の変更は、2027年12月に開催予定の第33回定時株主総会までに開催される取締役会において決定する本店移転日をもって効力を生ずるものとし、本附則は、本店移転の効力発生日経過後削除されるものとする。

第３号議案　取締役５名選任の件

取締役全員（８名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。なお、取締役清水哲朗氏は、2026年10月13日付で辞任により退任いたしました。

つきましては、取締役会において迅速に意思決定が行えるよう3名減員し、取締役5名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりです。

なお、本議案をご承認いただいた場合、本総会後に開催される取締役会において、伊東祐司氏を代表取締役に選定し、これにより、井上高志氏は代表取締役を退任する予定です。

候補者番号	氏名	当社における地位及び担当	候補者属性
1	伊東祐司（いとうゆうじ）	代表取締役　社長執行役員	再任
2	井上高志（いのうえたかし）	代表取締役　会長	再任
3	中尾隆一郎（なかおりゅういちろう）	社外取締役	再任　独立役員　社外取締役候補者
4	木村尚敬（きむらなおのり）	社外取締役	再任　独立役員　社外取締役候補者
5	松村有晃（まつむらくにあき）	―――	新任　社外取締役候補者

候補者番号	氏名（ふりがな） (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の株式数
1 再任	 伊東　祐司（いとう　ゆうじ） (1982年11月19日)	2006年 4 月　当社 入社 2015年 4 月　当社執行役員 HOME'S事業本部 賃貸・流通営業部長 2016年 4 月　当社執行役員 HOME'S事業本部 新UX開発部長 2018年 4 月　当社執行役員 LIFULL HOME'S事業本部副本部長 兼 新UX開発部長 2018年10月　当社執行役員 LIFULL HOME'S事業本部副本部長 兼 売買事業部長 兼 新UX開発部長 2019年10月　当社執行役員 LIFULL HOME'S事業本部長 2020年12月　当社取締役執行役員 LIFULL HOME'S事業本部長 2023年12月　当社代表取締役社長執行役員（現任）	1,602,563株
	取締役候補者とした理由 2006年4月に当社へ入社以降、賃貸部門、流通部門等様々なマーケットに携わり、現在は代表取締役社長執行役員として当社グループの経営を統括しております。今後も当社の持続的な企業価値向上への貢献が期待できると判断したため、取締役として選任をお願いするものであります。		

候補者番号	氏　名 （生年月日）	略歴、当社における地位、担当 （重要な兼職の状況）	所有する 当社の株式数
2 再任	 井上　高志 （1968年11月23日）	1991年４月　株式会社リクルートコスモス（現株式会社コスモスイニシア）　入社 1992年４月　株式会社リクルート（現株式会社リクルートホールディングス）　転籍 1995年７月　ネクストホーム 創業 1997年３月　当社設立 代表取締役 2014年３月　一般財団法人Next Wisdom Foundation 代表理事 2018年10月　当社代表取締役社長執行役員 2021年10月　一般社団法人ナスコンバレー協議会 代表理事（現任） 2023年12月　当社代表取締役会長（現任） 特定非営利活動法人PEACE DAY 代表理事（現任） 2024年12月　株式会社LIFULL ArchiTech 代表取締役（現任） （重要な兼職の状況） 一般社団法人ナスコンバレー協議会 代表理事 特定非営利活動法人PEACE DAY 代表理事 株式会社LIFULL ArchiTech 代表取締役	42,576,682株
	取締役候補者とした理由 当社の創業者であり、創業から2023年12月まで最高経営責任者を務めておりました。同氏は、不動産業界やインターネットサービスに関する豊富な経験と知識を有しており、現在も代表取締役会長として、経営方針や事業戦略の決定及びその遂行において強いリーダーシップを発揮し、当社グループの成長に重要な役割を果たしております。今後も当社の持続的な企業価値向上への貢献が期待できると判断したため、取締役として選任をお願いするものであります。		

候補者番号	氏名（ふりがな） （生年月日）	略歴、当社における地位、担当 （重要な兼職の状況）	所有する 当社の株式数
3 再任 社外 独立	 中尾（なかお）　隆一郎（りゅういちろう） （1964年5月15日）	1989年４月　株式会社リクルート（現株式会社リクルートホールディングス）入社 2006年４月　同社 事業統括室カンパニーパートナー 2007年４月　同社 住まいカンパニー 執行役員 2013年４月　株式会社リクルートテクノロジーズ（現株式会社リクルート）代表取締役社長 2017年４月　株式会社リクルートホールディングス リクルートワークス研究所 副所長 2017年６月　株式会社旅工房 社外取締役 2019年１月　株式会社中尾マネジメント研究所 代表取締役社長（現任） 2019年12月　当社 社外取締役（現任） 2020年９月　リンクス株式会社（現LiNKX株式会社）　社外取締役（現任） 2022年７月　株式会社ZUU 社外取締役 2025年２月　株式会社CaSy 社外取締役（監査等委員）（現任） 2025年６月　株式会社カチタス 社外取締役（現任） （重要な兼職の状況） 株式会社中尾マネジメント研究所 代表取締役社長 LiNKX株式会社 社外取締役 株式会社CaSy 社外取締役（監査等委員） 株式会社カチタス 社外取締役	－株
	社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要 株式会社リクルートホールディングスとその関連会社で経営幹部や代表取締役等を歴任されており、住宅領域、テクノロジー領域に精通している他、事業開発、マーケティング、組織活性化、KPIマネジメント等幅広い分野について専門的な知識と経験を有しております。その豊富な見識による助言・提言を、当社の経営戦略の実現に最大限に活用させていただきたく、社外取締役として選任をお願いするものであります。		

候補者番号	氏名（ふりがな） （生年月日）	略歴、当社における地位、担当 （重要な兼職の状況）	所有する 当社の株式数
4 再任 社外 独立	 木村　尚敬（きむら　なおのり） （1968年7月8日）	1988年12月　ベンチャー企業創業 1998年６月　日本NCR株式会社 ソリューションスペシャリスト 2001年９月　タワーズペリン東京支店 コンサルタント 2004年１月　アーサー・D・リトル(ジャパン)株式会社 マネージャー 2007年11月　株式会社経営共創基盤 ディレクター 2012年１月　同社 パートナー マネージングディレクター 2013年４月　学校法人グロービス経営大学院 教授（現任） 2016年12月　益基譜管理諮詢（上海）有限公司 執行董事 2017年６月　サンデンホールディングス株式会社 社外取締役 株式会社モルテン 社外取締役（現任） 2019年１月　益基譜管理諮詢（上海）有限公司 董事長兼総経理 2021年６月　りらいあコミュニケーションズ株式会社 社外取締役 2022年８月　大学院大学至善館 特任教授（現任） 2022年12月　当社 社外取締役（現任） 2024年10月　株式会社IGPIグループ 共同経営者（現任） 株式会社経営共創基盤 マネージングディレクター（現任） 2025年10月　益基譜管理諮詢（上海）有限公司 董事長（現任） 2026年３月　株式会社Anchor-IG Management Partners 代表取締役CEO兼CIO（現任） （重要な兼職の状況） 株式会社IGPIグループ 共同経営者 株式会社経営共創基盤 マネージングディレクター 益基譜管理諮詢（上海）有限公司 董事長 株式会社Anchor-IG Management Partners 代表取締役CEO兼CIO	－株
	社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要 長年にわたり経営改革、事業戦略分野に携わるとともに、国内外事業会社で経営幹部を歴任されており、経営管理全般に幅広い知識と経験を有しております。その豊富な見識による助言・提言を、当社の経営戦略の実現に最大限に活用させていただきたく、社外取締役として選任をお願いするものであります。		

候補者番号	氏　名 （生年月日）	略歴、当社における地位、担当 （重要な兼職の状況）	所有する 当社の株式数
5 新任 社外	 まつむら　くにあき 松村　有晃 （1978年1月18日）	2001年４月　マッキンゼー・アンド・カンパニー・ジャパン 入社 2004年11月　株式会社博報堂ブランドコンサルティング（現株式会社博報堂コンサルティング） 入社 2007年５月　エム・アイ・コンサルティンググループ株式会社 入社 2010年７月　楽天株式会社（現楽天グループ株式会社） 入社 2016年10月　同社 執行役員 2019年４月　同社 上級執行役員 2025年４月　同社 常務執行役員（現任） （重要な兼職の状況） 楽天グループ株式会社 常務執行役員	－株
	社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要 楽天グループ株式会社において広告部門を管掌する等、インターネットビジネス及びデジタルマーケティング領域における豊富な経験と高度な専門的知見を有しております。また、従前より当社のビジョンや企業カルチャーに対して深い理解と共感を示され、当社の事業運営において有益な助言をいただけるものと期待しております。 同氏の豊富な見識による助言・提言を、当社事業とのシナジー創出ならびに経営戦略の実現に最大限に活用させていただきたく、新たに社外取締役として選任をお願いするものであります。		

（注）1.取締役候補者のうち、当社との間に特別の利害関係を有する者は次のとおりとなります。
松村有晃氏は、当社の株式を23,797,100株（持株比率18.54%（発行済株式総数から自己株式を控除して計算））所有する楽天グループ株式会社の常務執行役員であり、当社は同社及びそのグループ企業との間で広告宣伝の依頼等の取引関係があります。

2.その他の取締役候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

3.中尾隆一郎氏、木村尚敬氏及び松村有晃氏は社外取締役候補者であります。

4.中尾隆一郎氏及び木村尚敬氏は、現在当社の社外取締役でありますが、それぞれの社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって中尾氏が７年、木村氏が４年となります。

5.中尾隆一郎氏及び木村尚敬氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ており、再任が承認された場合には、引き続き独立役員として指定する予定であります。

6.当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる旨の規定を定款に定めており、現在当社の社外取締役である中尾隆一郎氏及び木村尚敬氏と責任限定契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、その職務を行うにつき善意で重大な過失がないときは、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としており、両氏の再任が承認された場合、当社は両氏との当該責任限定契約を継続する予定であります。また、松村有晃氏の選任が承認された場合、同氏との間で同様の責任限定契約を締結する予定であります。

7. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当社役員を含む被保険者の損害賠償金及び訴訟費用等の損害を当該保険契約によって填補することとしております。各候補者の選任が承認された場合、各氏は当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

８.伊東祐司氏、井上高志氏の所有株式数は、実質所有株式数を記載しております。

(ご参考)　第3号議案をご承認いただいた場合の取締役・監査役のスキル・マトリックス

当社の取締役・監査役が有している専門性及び経験は次のとおりであります。

氏名	当社における地位(予定)	専門性及び経験							
		企業理念の実践※	経営者経験	サステナビリティ	住領域	AI・テクノロジー	ガバナンス・リスク管理・コンプライアンス	会計・ファイナンス	M&A
伊東　祐司	代表取締役社長執行役員	○	○		○	○			
井上　高志	取締役会長	○	○	○	○	○			○
中尾　隆一郎	社外取締役	○	○	○	○	○			
木村　尚敬	社外取締役	○	○	○			○	○	○
松村　有晃	社外取締役	○	○			○			○
大隅　祥子	常勤監査役	○					○	○	○
松嶋　希会	社外監査役	○					○		○
西垣　淳	社外監査役	○	○				○	○	○
ロケット 和佳子	社外監査役	○	○	○		○	○	○	○

※企業理念　社是：利他主義
経営理念：常に革進することで、より多くの人々が心からの「安心」と「喜び」を得られる社会の仕組みを創る

(注) 上記一覧表は、取締役及び監査役の有するすべての知見・経験を表すものではありません。

以上

事業報告（2025年10月1日から2026年9月30日まで）

Ⅰ 企業集団の現況

1. 事業の経過及び成果

全般的概況

当社グループは「常に革進することで、より多くの人々が心からの「安心」と「喜び」を得られる社会の仕組みを創る」を経営理念として掲げ、あらゆるステークホルダーに配慮した健全な事業活動を通じ、当社グループの企業価値向上と、持続的な社会の発展に貢献することを目指しております。

当期における事業環境は、国内においては、企業収益が堅調に推移するなか、継続的な賃上げによる実質賃金の改善など雇用・所得環境の好転を背景に、景気の緩やかな回復基調が続いております。一方で、エネルギー価格の高騰や円安基調による物価上昇感に加え、世界情勢の悪化に伴う先行き不透明感から、消費者の生活防衛意識は依然として高く、個人消費の本格的な回復には至っておりません。

当社の主要な事業領域である建設・不動産業界においては、資材価格や人件費の高止まりにより、首都圏をはじめとする都市部を中心に新築物件の価格高騰が続いており、首都圏の新築マンション平均価格は１億円を超過しました（10,226万円、前期比15.5％増、株式会社不動産経済研究所調べ）。政府の既存住宅市場の活性化施策や消費者の価格志向を背景に、中古住宅への関心は高まっているものの、中古物件の価格や賃貸物件の賃料も上昇傾向にあり、市場全体で住宅関連費用の負担増が続いております。

このような状況に加え、ライフスタイルの多様化に伴い、新築・中古・賃貸といった様々な選択肢や膨大な情報のなかから、最適な物件を慎重かつ効率的に比較検討したいという消費者のニーズは一段と高まっており、当社が提供する詳細な物件情報や、AIを活用した検索・提案機能の重要性が増しております。

以上のような環境のもと、当社グループは、前期において、収益性が悪化していた海外事業のリストラクチャリングを実施し、国内の主要事業へ経営資源を集中してまいりました。

主力のHOME'S関連事業においては、2021年より継続してきたサイト開発や、前期から進める営業強化等の施策効果により、顧客数と顧客単価（ARPA）が順調に伸長し、当期における連結売上収益は29,447百万円（前期比＋4.7％）となりました。

また、当期は、2028年９月期までの中期経営計画の初年度のため、計画達成に向けた営業やエンジニアの人材採用強化やAI等の開発、認知度向上およびサービス利用促進のための広告宣伝など、積極的な成長投資を実施いたしました。一方で、生成AI等の活用による業務効率化を全社で進めており、外注費等の抑制が進展した結果、営業利益3,953百万円（同＋3.6％）、税引前当期利益3,987百万円（同＋4.8％）となりました。なお、当期利益2,758百万円（同△48.1％）、親会社の所有者に帰属する当期利益2,821百万円（同△46.9％）となっておりますが、前期の海外事業のリストラクチャリングによる一時要因を含む非継続事業の利益を除くと、親会社の所有者に帰属する当期利益は前期比＋13.3％と大幅な増益となっております。

	第31期 (2025年9月期)	**第32期** (2026年9月期)
	金額（百万円）	金額（百万円）
売上収益	28,127	**29,447**
営業利益	3,815	**3,953**
親会社の所有者に帰属する当期利益	5,317	**2,821**

企業集団の事業区分別売上状況は次のとおりです。
なお、セグメント間取引については相殺消去しておりません。

(1) HOME'S関連事業

売上収益　26,783百万円

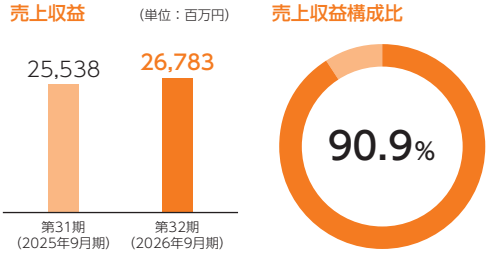

主力事業である「HOME'S関連事業」のセグメントは、不動産・住宅情報サイト「LIFULL HOME'S」や不動産投資と収益物件の情報サイト「健美家」及び関連事業で構成されています。

LIFULL HOME'Sでは、これまで継続してきた顧客・ユーザーへの価値提供の向上と競争力強化に向けて、より一人ひとりにぴったりな住まい探しを提案し、成約確度の高い送客を行えるよう、AI技術を活用した新機能の開発や、ユーザー体験の向上を目的としたUX・UIの改修、クライアントネットワークの拡大・強化に取り組んでおります。国内の移動者数がほぼ横ばいで推移する中、各種施策の効果により、顧客数と顧客単価（ARPA）が順調に伸長し、当事業の売上収益は26,783百万円（前期比＋4.9%）となりました。また、2028年９月期までの中期経営計画の達成を目指し、採用・開発・プロモーション等に対し期初計画に沿った成長投資を継続する一方で、生成AIやグループ会社の活用により全社的な業務効率化が進み、外注費等の抑制が進展したことから、セグメント利益は4,368百万円（同＋1.1%）となりました。

(2) その他

売上収益　2,689百万円

売上収益　（単位：百万円）

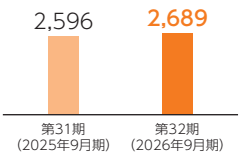

売上収益構成比

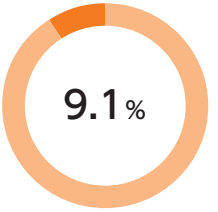

その他は、老人ホーム・介護施設の検索サイト「LIFULL 介護」、地方創生事業等により構成されています。

前期中に取得した信託受益権による売上・利益が通期（12か月分）で計上されたこと等により、売上収益は2,689百万円（同＋3.6%）となりました。一方で、グループシナジーを強化するための一部の人員異動等に伴う影響から、セグメント損失は484百万円（前期はセグメント損失361百万円、122百万円の悪化）となりました。

2. 設備投資の状況

当期において実施した企業集団の設備投資の総額は、2,607百万円であります。その主な内容は、サービス機能等のソフトウェアの開発、什器備品の購入、不動産開発案件に係る土地等の取得等であります。

3. 資金調達の状況

特記すべき事項はありません。

4. 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

5. 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

6. 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

7. 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

特記すべき事項はありません。

8. 財産及び損益の推移

売上収益 （単位：百万円）

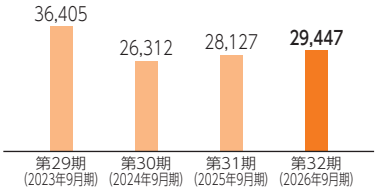

営業利益 （単位：百万円）

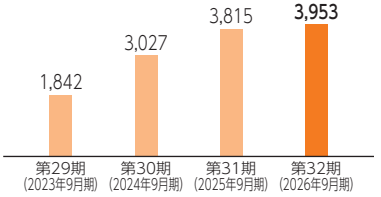

親会社の所有者に帰属する当期利益 （単位：百万円）

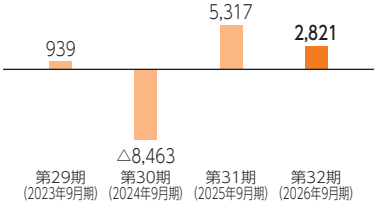

基本的1株当たり当期利益 （単位：円）

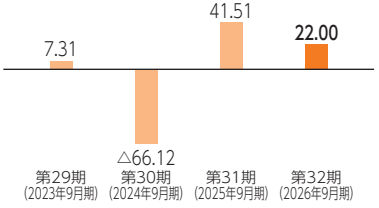

資産合計/資本合計 （単位：百万円）

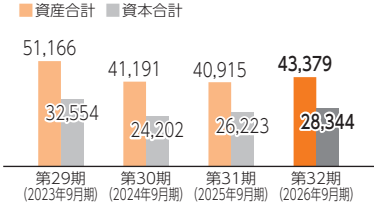

1株当たり親会社所有者帰属持分 （単位：円）

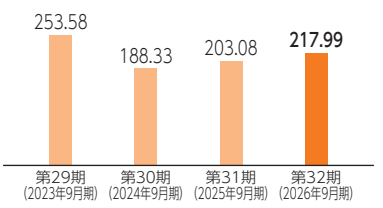

		第29期 (2023年9月期)	第30期 (注) (2024年9月期)	第31期 (注) (2025年9月期)	第32期 (当連結会計年度) (2026年9月期)
売上収益	(百万円)	36,405	26,312	28,127	29,447
営業利益	(百万円)	1,842	3,027	3,815	3,953
親会社の所有者に帰属する当期利益（△損失）	(百万円)	939	△8,463	5,317	2,821
基本的１株当たり当期利益（△損失）	(円)	7.31	△66.12	41.51	22.00
資産合計	(百万円)	51,166	41,191	40,915	43,379
資本合計	(百万円)	32,554	24,202	26,223	28,344
１株当たり親会社所有者帰属持分	(円)	253.58	188.33	203.08	217.99

（注）第31期に海外事業を非継続事業に分類したため、第30期の売上収益及び営業利益については、非継続事業を除いた継続事業の金額に組み替えて記載しております。

9. 重要な親会社及び子会社の状況

(1) 親会社との関係

該当事項はありません。

(2) 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の出資比率	主要な事業内容
株式会社LIFULL senior	57百万円	100.0%	老人ホーム・介護施設の検索サイト「LIFULL 介護」の運営
健美家株式会社	10百万円	100.0%	不動産投資と収益物件の情報サイト「健美家」「LIFULL HOME'S不動産投資」の運営

(3) その他

楽天グループ株式会社は、当社の議決権を18.54%所有しており、当社は同社の持分法適用会社であります。

10. 対処すべき課題

当社グループは、以下のような課題に取り組んでまいります。

(1) HOME'S関連事業の強化

不動産・住宅情報サイト『LIFULL HOME'S』と、不動産投資・収益物件の情報サイト『健美家』において、AI・生成AI等の最新技術を積極的に活用することで、不動産情報・住宅情報・物件性能評価・不動産事業者評価といった情報の網羅性を高め、可視化を推進し、一人ひとりにぴったりな住まい探しを支援する革進的な検索体験の創出と、ユーザー数の増加、顧客基盤の強化に取組み、ユーザーと顧客双方に対する提供価値を増加させることで業績の拡大に努めてまいります。

(2) グループシナジーの強化

住まい・暮らしの領域で多角的な情報サービスを展開する強みを活かし、グループ全体の事業拡大を推進します。主要事業である『LIFULL HOME'S』で培った顧客・ユーザー基盤、ネットワークサービスの知見をグループ事業に展開し、AI・生成AI等の最新技術をグループ横断で活用しながら、グループのデータやリソースの連携を強化・高度化することで、各事業の競争力向上と業績の拡大に努めてまいります。

(3) 不動産市場の活性化・拡大

物件の新たな活用の提案や、AI・生成AI等の最新技術を活用したDX（デジタルトランスフォーメーション）及びAIX（AIトランスフォーメーション）の推進による顧客の業務効率向上支援等によって、不動産市場の活性化と拡大に努めてまいります。

(4) M&A、事業提携の推進

既存事業の拡充、AI・生成AI等を含む最新技術の獲得、人材獲得、及び新規事業への進出のため、M&Aや事業提携を推進してまいります。

(5) 人材採用・育成、組織力の強化

持続的な成長を実現するため、新卒及び中途社員の採用を進め、社内外の教育研修プログラムによる専門スキルの向上や、会社の価値観の共有を深めます。また、非連続的な成長のため、AI・生成AI等の最新技術の活用推進により、業務の抜本的な効率化と事業推進の加速を図り、当社グループの人的資産及び組織力の強化に努めてまいります。

11. 主要な事業内容 (2026年9月30日現在)

当社グループは、当期末現在、当社、連結子会社17社（国内12社、海外５社）により構成されており、主要事業として、インターネットを活用した住まいとその周辺領域に関する情報サービス事業を展開しております。

前連結会計年度において、海外事業セグメントを非継続事業に分類したことに伴い、当社グループの報告セグメントは、「HOME'S関連事業」の単一セグメントとなっております。

【HOME'S関連事業】

当事業は、不動産・住宅情報サイト「LIFULL HOME'S」や不動産投資と収益物件の情報サイト「健美家」及び関連事業で構成されております。

【その他】

老人ホーム・介護施設の検索サイト「LIFULL 介護」や、地方創生事業等で構成されております。

12. 主要な営業所 (2026年9月30日現在)

(1) 当社

本　　社	東京都千代田区
大阪支店	大阪府大阪市北区
名古屋支店	愛知県名古屋市中村区
福岡支店	福岡県福岡市博多区
札幌支店	北海道札幌市中央区

(2) 子会社

株式会社LIFULL senior	東京都千代田区
健美家株式会社	東京都千代田区

13. 従業員の状況（2026年9月30日現在）

(1) 企業集団の従業員の状況

従業員数	前連結会計年度末比増減
1,008名	90名増

(注) 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数を含みません。

(2) 当社の従業員の状況

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
719名	52名増	37.5歳	8.2年

(注) 1. 上記のほか、臨時雇用者の年間の平均人員数は61名であります。
2. 当社から社外への出向者（23名）を除いております。

14. 主要な借入先の状況（2026年9月30日現在）

借　入　先	借　入　額
株式会社三井住友銀行	2,967百万円
株式会社みずほ銀行	2,772百万円
株式会社千葉銀行	416百万円
株式会社大光銀行	100百万円

Ⅱ 会社の株式に関する事項 (2026年9月30日現在)

1. 発行可能株式総数

350,452,800株

2. 発行済株式の総数

134,590,532株

(自己株式6,245,455株を含む)

(注) 1．当社は、取締役（社外取締役を除く。）4名に対して譲渡制限付株式の付与のため、2026年2月27日付で普通株式179,828株を発行したことにより、発行済株式の総数が増加しております。
2．新株予約権の権利行使により、発行済株式の総数は30,000株増加しております。

3. 株主数

19,754名

4. 大株主

株主名	所有株式数（株）	持株比率（%）
井上　高志	42,576,682	33.17
楽天グループ株式会社	23,797,100	18.54
ＩＮＴＥＲＡＣＴＩＶＥ ＢＲＯＫＥＲＳ ＬＬＣ	8,669,220	6.75
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	3,917,200	3.05
ＣＡＣＥＩＳ　ＢＫ　ＥＳ　ＤＣＶ　ＣＬＩＥＮＴＳ	2,049,940	1.60
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	1,857,400	1.45
ＴＨＥ ＢＡＮＫ ＯＦ ＮＥＷ ＹＯＲＫ ＭＥＬＬＯＮ １４００４４	1,652,403	1.29
伊東　祐司	1,602,563	1.25
ＬＩＦＵＬＬ従業員持株会	1,401,359	1.09
ＪＰモルガン証券株式会社	946,093	0.74

(注) 1．当社は、自己株式を6,245,455株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
2．持株比率は自己株式を控除して計算しております。
3．井上高志氏、伊東祐司氏の所有株式数は、実質所有株式数を記載しております。
4．2026年10月6日付で公衆の縦覧に供されている変更報告書において、WILL FIELD CAPITAL PTE. LTD.及びその共同保有者である志野文哉氏が2026年9月29日現在で9,898千株（株券等保有割合7.35%）の株式を保有している旨が記載されておりますが、当社として当事業年度末現在における実質保有株式数の確認ができませんので、上記大株主には含めておりません。

5. 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に交付した株式の状況

当社は、取締役（社外取締役を除く。）4名に対して譲渡制限付株式報酬として2026年2月27日付で普通株式179,828株を交付しております。

Ⅲ 会社の新株予約権等に関する事項

1. 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

該当事項はありません。

2. 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

3. その他新株予約権等に関する重要な事項

	第2回新株予約権
発行決議日	2022年11月9日
新株予約権の数	12,120個
新株予約権の目的となる株式の種類と数	普通株式　1,212,000株 （新株予約権1個につき100株）
新株予約権の払込金額	新株予約権1個当たり400円 （1株当たり4円）
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	新株予約権1個当たり16,800円 （1株当たり168円）
権利行使期間	2026年1月1日から2029年1月5日まで
行使の条件	（注）
交付状況	新株予約権の数　12,120個 目的となる株式数　1,212,000株 交付者数 当社従業員　347名

（注）　新株予約権の行使の条件

① 本新株予約権を保有する者（以下「本新株予約権者」という。）は、当社の2025年９月期（決算期が変更された場合は、2025年９月よりも後に終了する期）に係る有価証券報告書における単体の営業利

益が下記に掲げる条件を充たした場合に限り、本新株予約権を行使することができる。
当社単体営業利益が30億円以上

② 本新株予約権者は、割当日から2024年９月30日までの期間において、継続して当社又は当社関係会社の取締役、監査役又は従業員であることを条件として本新株予約権を行使することができる。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。

③ 本新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。

④ 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。

⑤ 各本新株予約権１個未満の行使を行うことはできない。

	第4回新株予約権
発行決議日	2025年11月12日
新株予約権の数	9,000個
新株予約権の目的となる株式の種類と数	普通株式　900,000株 （新株予約権1個につき100株）
新株予約権の払込金額	新株予約権1個当たり300円 （1株当たり3円）
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	新株予約権1個当たり19,200円 （1株当たり192円）
権利行使期間	2029年1月1日から2032年1月5日まで
行使の条件	（注）
交付状況	新株予約権の数　　9,000個 目的となる株式数　　900,000株 交付者数 当社常勤取締役・執行役員　10名

（注）　新株予約権の行使の条件

① 本新株予約権を保有する者（以下、「本新株予約権者」という。）は、当社の2028年９月期（決算期が変更された場合は、2028年９月よりも後に終了する期）に係る有価証券報告書における連結営業利益が60億円以上の場合、本新株予約権を行使することができる。

② 本新株予約権者は、割当日から2027年９月30日までの期間において、継続して当社又は当社関係会社の取締役、監査役又は従業員であることを条件として、本新株予約権を行使することができる。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。
③ 本新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。
④ 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
⑤ 各本新株予約権１個未満の行使を行うことはできない。

	第5回新株予約権
発行決議日	2025年11月12日
新株予約権の数	11,300個
新株予約権の目的となる株式の種類と数	普通株式　1,130,000株 （新株予約権1個につき100株）
新株予約権の払込金額	新株予約権1個当たり400円 （1株当たり4円）
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	新株予約権1個当たり19,200円 （1株当たり192円）
権利行使期間	2029年1月1日から2032年1月5日まで
行使の条件	（注）
交付状況	新株予約権の数　11,300個 目的となる株式数　1,130,000株 交付者数 当社従業員・国内の関係会社取締役及び従業員 213名

（注）　新株予約権の行使の条件
① 本新株予約権を保有する者（以下、「本新株予約権者」という。）は、当社の2028年９月期（決算期が変更された場合は、2028年９月よりも後に終了する期）に係る有価証券報告書における連結営業利益が、それぞれ下記(a)又は(b)に掲げる条件を充たした場合、付与された本新株予約権のうち、各条件に対応した割合（以下、「行使可能割合」という。）の個数を上限として本新株予約権を行使することができる。

(a) 連結営業利益が55億円以上の場合：行使可能割合50％
(b) 連結営業利益が60億円以上の場合：行使可能割合100％

② 本新株予約権者は、割当日から2027年９月30日までの期間において、継続して当社又は当社関係会社の取締役、監査役又は従業員であることを条件として、本新株予約権を行使することができる。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。

③ 本新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。

④ 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。

⑤ 各本新株予約権１個未満の行使を行うことはできない。

Ⅳ 会社役員に関する事項 (2026年９月30日現在)

1. 取締役及び監査役の氏名等

会社における地位	氏　　名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役会長	井上　高志	（重要な兼職の状況） 一般社団法人ナスコンバレー協議会 代表理事、特定非営利活動法人 PEACE DAY 代表理事、株式会社LIFULL ArchiTech 代表取締役
代表取締役 社長執行役員	伊東　祐司	―
取締役	宍戸　潔	―
取締役	清水　哲朗	（重要な兼職の状況） 合同会社T2PLUS 代表社員、株式会社LIFULL Social Asset 代表取締役社長、マネックスグループ株式会社 アドバイザー 戦略改革室
社外取締役	小林　正忠	（重要な兼職の状況） 楽天グループ株式会社 常務執行役員
社外取締役 （独立役員）	中尾隆一郎	（重要な兼職の状況） 株式会社中尾マネジメント研究所 代表取締役社長、LiNKX株式会社 社外取締役、株式会社CaSy 社外取締役（監査等委員）、株式会社カチタス 社外取締役
社外取締役 （独立役員）	大久保和孝	（重要な兼職の状況） セガサミーホールディングス株式会社 社外取締役（監査等委員）、サンフロンティア不動産株式会社 社外取締役（監査等委員）、株式会社サーラコーポレーション 社外取締役、武蔵精密工業株式会社 社外取締役（監査等委員）
社外取締役 （独立役員）	木村　尚敬	（重要な兼職の状況） 株式会社IGPIグループ 共同経営者、株式会社経営共創基盤 マネージングディレクター、益基譜管理諮詢（上海）有限公司 董事長、株式会社Anchor-IG Management Partners 代表取締役CEO兼CIO
社外取締役 （独立役員）	中村　公美	（重要な兼職の状況） 株式会社ネットプロテクションズホールディングス 社外取締役

会社における地位	氏　　名	重要な兼職の状況
常勤監査役	大隅　祥子	－
社外監査役	松嶋　希会	（重要な兼職の状況） アンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業 スペシャル・カウンセル
社外監査役 （独立役員）	西垣　淳	（重要な兼職の状況） 株式会社オオバ 顧問
社外監査役 （独立役員）	ロケット　和佳子	（重要な兼職の状況） 株式会社東北新社 取締役

(注) 1.取締役 清水哲朗氏は、2026年10月13日付をもって取締役を辞任いたしました。
2.社外監査役 西垣淳氏は、金融機関での長年の業務経験があり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

2. 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる旨の規定を定款に定めており、各社外取締役及び各監査役と責任限定契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、社外取締役及び監査役が、その職務を行うにつき善意で重大な過失がないときは、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

3. 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。その契約の内容の概要は以下のとおりであります。

1. 被保険者の範囲

当社及び子会社の取締役、監査役、執行役員及び重要な使用人

2. 保険契約の内容の概要

当該保険契約により被保険者の損害賠償金及び争訟費用等の損害を填補することとしております。なお、保険料は全額を当社が負担しており、被保険者の実質的な保険料負担はありません。また、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、以下の場合には填補の対象としないこととしております。

・被保険者が私的な利益又は便宜の供与を違法に得たことに起因する損害賠償請求
・被保険者の犯罪行為に起因する損害賠償請求
・法令に違反することを被保険者が認識しながら行った行為に起因する損害賠償請求
・被保険者に報酬又は賞与その他の職務執行の対価が違法に支払われたことに起因する損害賠償請求
・被保険者が、公表されていない情報を違法に利用して、株式、社債等の売買等を行ったことに起因する損害賠償請求
・違法な利益の供与に起因する損害賠償請求

4. 取締役及び監査役の報酬等

(1) 取締役の報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2024年11月13日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しております。また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合していることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の内容は次のとおりです。

1．基本方針（基本報酬の額、業績連動報酬等の額の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針を含む）

取締役の報酬等は、取締役が企業価値の向上を職責とすることを考慮し、従業員の賃金水準と比較して、職務執行上妥当な水準を確保・維持することを基本方針とする。

具体的には、業務執行取締役の報酬は、当社業績や株価の変動による利益・リスク等の利害を株主とより共有すること、及び中長期的な業績、企業価値の向上に貢献する意識を高めることを目的として業績連動報酬等とする。

社外取締役の報酬はその職務に鑑み、基本報酬のみとする。

2．業績連動報酬等の個人別の報酬の額の決定に関する方針（報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針を含む）

業務執行取締役を対象とする業績連動報酬等は、当社グループ独自の取締役報酬制度（LIFULL Group Vision Achievement Score）（LVAS）として、①利他貢献：世の中への貢献、②成長・革新の度合い、③組織のビジョン体現の観点から独自の指標を定め、事業年度ごとに算出したスコアに則って算出された現金及び株式報酬とし、現金報酬については、毎月定額を支払うものとする。

3．基本報酬の個人別の報酬の額の決定に関する方針（報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針を含む）

社外取締役を対象とする基本報酬は、月例の固定報酬とし、他社水準、当社業績、従業員の賃金水準等を総合的に勘案して決定するものとする。

4．取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

個人別の報酬額については取締役会決議に基づき代表取締役社長執行役員がその具体的内容の決定について委任を受けるものとし、その権限の内容は、各取締役の基本報酬及び業績連動報酬等の額とする。

なお、業績連動報酬等の額については、LVASにより算出された額を踏まえて決定するものとする。

(2) 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等の総額

役員区分	報酬等の総額（百万円）	報酬等の種類別の総額（百万円）			支給人員
		基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取締役 （うち社外取締役）	187 (30)	30 (30)	126 （ － ）	30 （ － ）	8名 (4名)
監査役 （うち社外監査役）	42 (22)	42 (22)	－	－	4名 (3名)

(注) 1. 取締役の報酬額は、2000年７月15日開催の臨時株主総会において、年額240,000千円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は、３名（うち社外取締役は0名）です。また、当該金銭報酬の枠内で、2024年12月23日開催の第30回定時株主総会において、株式報酬の額を年額100,000千円以内（社外取締役は付与対象外）と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の取締役（社外取締役を除く）の員数は４名です。

2. 監査役の報酬額は、2010年６月23日開催の定時株主総会において、年額50,000千円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は、4名です。

3. 当事業年度末現在の取締役は9名（うち社外取締役は5名）、監査役は４名（うち社外監査役は3名）であります。
上表には無報酬の社外取締役1名を含んでおりません。

4. 業績連動報酬等は、当社グループ独自の取締役報酬制度（LIFULL Group Vision Achievement Score）（LVAS）に基づき事業年度ごとにスコア及び現金報酬を算出しております。LVASは、①利他貢献：世の中への貢献、②成長・革新の度合い、③組織のビジョン体現の観点から評価するよう設計されており、その評価指標には営業利益といった財務的な業績を図る指標に加え、利益還元、生産性といった当社の経営理念や事業戦略に照らし合わせて重要となる複数のKPIや、個人の貢献評価（個人査定）等を選定しております。

5. 取締役会は、代表取締役社長執行役員伊東祐司氏に対し、株主総会にて決議された金額の範囲内における各取締役の基本報酬の額及び社外取締役を除く各取締役の業績連動報酬等の額の決定を委任しております。委任した理由は、当社グループ全体の業績や事業環境を勘案しつつ、各取締役の担当部門について評価を行うには、代表取締役社長執行役員が適していると判断したためであります。
なお、伊東氏が本委任に係る事項を決定するにあたっては、プロセスの透明性及び客観性を確保するため、独立社外役員が過半数を占める指名・報酬委員会（取締役会の任意の諮問委員会）にあらかじめ諮問を行い、その答申を勘案した上で決定しております。

6. 当社は、非金銭報酬等として取締役（社外取締役を除く。）に対し、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的とし、株式報酬を交付しております。その内容は譲渡制限付株式です。当事業年度における交付状況は「Ⅱ.会社の株式に関する事項 5.当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に交付した株式の状況」に記載のとおりです。

5. 社外役員に関する事項

(1) 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

区分・氏名	兼職先	兼職内容	兼職先との関係
社外取締役 小林正忠	楽天グループ株式会社	常務執行役員	楽天グループ株式会社は、当社の株式を23,797,100株（18.54%）所有しており、当社は同社及びそのグループ企業との間で主に広告宣伝の依頼及びRakuten STAY VILLAの物件管理委託等の取引がありますが、当該取引関係については市場価格を勘案して一般的な取引条件と同様に決定しております。
社外取締役 中尾隆一郎	株式会社中尾マネジメント研究所	代表取締役社長	同社と当社との間には研修の依頼の取引関係があります。
	LiNKX株式会社	社外取締役	各社と当社との間には特別の関係はありません。
	株式会社CaSy	社外取締役 (監査等委員)	
	株式会社カチタス	社外取締役	同社と当社との間には広告宣伝の依頼等の取引関係があります。
社外取締役 大久保和孝	セガサミーホールディングス株式会社	社外取締役 (監査等委員)	各社と当社との間には特別の関係はありません。
	サンフロンティア不動産株式会社	社外取締役 (監査等委員)	
	株式会社サーラコーポレーション	社外取締役	
	武蔵精密工業株式会社	社外取締役 (監査等委員)	
社外取締役 木村尚敬	株式会社IGPIグループ	共同経営者	各社と当社との間には特別の関係はありません。
	株式会社経営共創基盤	マネージングディレクター	
	益基譜管理諮詢（上海）有限公司	董事長	
	株式会社Anchor-IG Management Partners	代表取締役 CEO兼CIO	
社外取締役 中村公美	株式会社ネットプロテクションズホールディングス	社外取締役	同社と当社との間には特別の関係はありません。
社外監査役 松嶋希会	アンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業	スペシャル・カウンセル	同事務所と当社とは、同事務所の他の弁護士による役務提供の取引関係があります。
社外監査役 西垣　淳	株式会社オオバ	顧問	同社と当社との間には特別の関係はありません。
社外監査役 ロケット和佳子	株式会社東北新社	取締役	同社と当社との間には特別の関係はありません。

(2) 会社又は会社の特定関係事業者の業務執行者との親族関係

該当事項はありません。

(3) 当事業年度における主な活動状況

表内の数字：出席回数/開催回数

区分・氏名	取締役会出席回数	監査役会出席回数	活動状況及び社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
社外取締役 小林　正忠	16/16	-	当事業年度に開催された取締役会16回の全てに出席いたしました。企業経営における豊富な知見・経験に基づき、意思決定の妥当性・適正性を確保するために助言・提言を行っております。
社外取締役 中尾隆一郎	16/16	-	当事業年度に開催された取締役会16回の全てに出席いたしました。住宅領域、テクノロジー領域、事業開発、マーケティング、組織活性化、KPIマネジメント分野への豊富な知見・経験に基づき、意思決定の妥当性・適正性を確保するために助言・提言を行っております。
社外取締役 大久保和孝	15/16	-	当事業年度に開催された取締役会16回のうち15回に出席いたしました。公認会計士としてガバナンス、ファイナンス、コンプライアンス、CSR分野への豊富な知見・経験に基づき、意思決定の妥当性・適正性を確保するために助言・提言を行っております。
社外取締役 木村　尚敬	16/16	-	当事業年度に開催された取締役会16回の全てに出席いたしました。経営改革、事業戦略分野への豊富な知見・経験に基づき、意思決定の妥当性・適正性を確保するために助言・提言を行っております。
社外取締役 中村　公美	16/16	-	当事業年度に開催された取締役会16回の全てに出席いたしました。経営・事業変革、M&A、ファイナンス分野への豊富な知見・経験に基づき、意思決定の妥当性・適正性を確保するために助言・提言を行っております。
社外監査役 松嶋　希会	16/16	17/17	当事業年度に開催された取締役会16回の全てに出席し、また監査役会17回の全てに出席いたしました。主に弁護士としての専門的見地から適宜質問し意見を述べております。
社外監査役 西垣　淳	16/16	17/17	当事業年度に開催された取締役会16回の全てに出席し、また監査役会17回の全てに出席いたしました。金融分野への豊富な知見・見識に基づき、適宜質問し意見を述べております。
社外監査役 ロケット和佳子	16/16	17/17	当事業年度に開催された取締役会16回の全てに出席し、また監査役会17回の全てに出席いたしました。リスクマネジメント、内部統制分野への豊富な知見・見識に基づき、適宜質問し意見を述べております。

(4) 社外役員が親会社及び子会社等から受けた役員報酬の総額

該当事項はありません。

(5) 社外役員に関する記載内容に対する意見

上記（1）～（4）に掲げる事項の記載内容に対して、社外取締役及び社外監査役からの意見は特にありません。

V 会計監査人の状況

1. 名称　PwC Japan有限責任監査法人

2. 報酬等の額

	報酬等の額
公認会計士法第２条第１項の業務に係る報酬等の額	83百万円
当社及び子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	86百万円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況について必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

3. 非監査業務の内容

該当事項はありません。

4. 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき監査役会が、会計監査人を解任いたします。

当該解任をした場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

連結計算書類

連結財政状態計算書 (2026年９月30日現在)

(単位：百万円)

科目	金額
資産	
流動資産	
現金及び現金同等物	11,004
売掛金及びその他の短期債権	4,116
その他の短期金融資産	2,366
その他の流動資産	917
小計	18,404
売却目的で保有する資産	914
流動資産合計	**19,319**
非流動資産	
有形固定資産	5,206
使用権資産	648
のれん	394
無形資産	557
持分法で会計処理されている投資	361
投資不動産	5,405
その他の長期金融資産	9,081
繰延税金資産	2,314
その他の非流動資産	91
非流動資産合計	**24,060**
資産合計	**43,379**

科目	金額
負債及び資本	
負債	
流動負債	
買掛金及びその他の短期債務	2,083
借入金	906
リース負債	613
未払法人所得税	500
その他の流動負債	1,790
小計	5,894
売却目的で保有する資産に直接関連する負債	19
流動負債合計	**5,913**
非流動負債	
借入金	8,848
リース負債	54
その他の長期金融負債	61
繰延税金負債	105
その他の非流動負債	52
非流動負債合計	**9,121**
負債合計	**15,035**
資本	
親会社の所有者に帰属する持分	**27,978**
資本金	9,744
資本剰余金	9,935
利益剰余金	9,371
自己株式	△2,009
その他の資本の構成要素	936
非支配持分	**365**
資本合計	**28,344**
負債及び資本合計	**43,379**

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書 (2025年10月１日から2026年９月30日まで)

(単位：百万円)

科目	金額
継続事業	
売上収益	**29,447**
売上原価	1,647
売上総利益	**27,799**
販売費及び一般管理費	23,890
その他の収益	153
その他の費用	108
営業利益	**3,953**
金融収益	58
金融費用	148
持分法投資損益(損失は△)	△14
持分法による投資の売却損益	138
税引前当期利益	**3,987**
法人所得税費用	1,213
継続事業からの当期利益	**2,773**
非継続事業	
非継続事業からの当期損失	**15**
当期利益	**2,758**
当期利益の帰属(△損失)	
親会社の所有者	2,821
非支配持分	△63
当期利益	**2,758**

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

計 算 書 類

貸借対照表（2026年９月30日現在）

（単位：百万円）

科目	金額
資産の部	
流動資産	**16,896**
現金及び預金	8,802
売掛金	2,782
前払費用	367
短期貸付金	3,840
未収入金	1,104
その他	2
貸倒引当金	△2
固定資産	**21,396**
有形固定資産	**5,926**
建物	3,975
工具器具備品	95
リース資産	2
土地	1,850
その他	3
無形固定資産	**252**
ソフトウェア	227
ソフトウェア仮勘定	17
その他	6
投資その他の資産	**15,217**
投資有価証券	6,544
関係会社株式	2,804
その他の関係会社有価証券	105
関係会社出資金	845
敷金及び保証金	1,355
固定化営業債権	33
長期前払費用	56
繰延税金資産	2,940
長期貸付金	559
貸倒引当金	△27
資産合計	**38,292**

科目	金額
負債の部	
流動負債	**3,709**
買掛金	211
短期借入金	50
１年内返済予定の長期借入金	289
未払金	1,679
リース債務	5
未払費用	130
未払法人税等	418
未払消費税等	447
預り金	67
賞与引当金	399
その他	9
固定負債	**5,290**
長期借入金	5,290
負債合計	**9,000**
純資産の部	
株主資本	**28,938**
資本金	**9,744**
資本剰余金	**10,287**
資本準備金	10,010
その他資本剰余金	277
利益剰余金	**10,915**
その他利益剰余金	10,915
繰越利益剰余金	10,915
自己株式	**△2,009**
評価・換算差額等	**339**
その他有価証券評価差額金	**339**
新株予約権	**14**
純資産合計	**29,292**
負債及び純資産合計	**38,292**

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書（2025年10月１日から2026年９月30日まで）

（単位：百万円）

科目	金額
売上高	**26,249**
売上原価	**1,455**
売上総利益	**24,794**
販売費及び一般管理費	21,131
営業利益	**3,662**
営業外収益	**1,077**
受取利息	103
受取配当金	740
経営指導料	60
受取手数料	29
飲食事業収入	17
不動産賃貸収入	32
その他	93
営業外費用	**231**
支払利息	67
飲食事業費用	23
不動産賃貸費用	41
固定資産除却損	0
投資事業組合運用損	83
その他	15
経常利益	**4,508**
特別利益	**170**
投資有価証券売却益	20
関係会社株式売却益	149
その他	0
特別損失	**232**
投資有価証券評価損	92
関係会社株式評価損	140
税引前当期純利益	**4,446**
法人税、住民税及び事業税	325
過年度法人税等	0
法人税等調整額	814
当期純利益	**3,305**

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

監 査 報 告

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告

独 立 監 査 人 の 監 査 報 告 書

2026年11月12日

株式会社ＬＩＦＵＬＬ
取締役会　御中

PwC Japan有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　林　壮一郎

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　木村圭佑

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社LIFULLの2025年10月1日から2026年9月30日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結財政状態計算書、連結損益計算書、連結持分変動計算書、連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、指定国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準に準拠して、株式会社LIFULL及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、連結計算書類を会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、指定国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準により作成し、適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、経営者が清算若しくは事業停止の意図があるか、又はそれ以外に現実的な代替案がない場合を除いて、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、指定国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 連結計算書類の表示及び注記事項が、会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、指定国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2026年11月12日

株式会社ＬＩＦＵＬＬ
取締役会　御中

PwC Japan有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　林　壮一郎

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　木村圭佑

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社LIFULLの2025年10月1日から2026年9月30日までの第32期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

監　査　報　告　書

当監査役会は、2025年10月1日から2026年9月30日までの第32期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

（1）監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

（2）各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結財政状態計算書、連結損益計算書、連結持分変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人PwC Japan有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人PwC Japan有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2026年11月17日

株式会社ＬＩＦＵＬＬ　監査役会

監査役　大　隅　祥　子 ㊞
監査役　松　嶋　希　会 ㊞
監査役　西　垣　　淳 ㊞
監査役　ロケット和佳子 ㊞

(注) 監査役松嶋希会、監査役西垣淳及び監査役ロケット和佳子の各氏は会社法第２条第16号及び、第335条第３項に定める社外監査役であり、監査役大隅祥子氏は常勤監査役であります。

以　上

以　上

Information

株主メモ

事業年度	毎年10月1日から翌年9月30日まで
定時株主総会	毎年12月
期末配当金受領株主確定日	9月30日
株主名簿管理人及び特別口座管理機関	三井住友信託銀行株式会社
同連絡先	〒168-0063 東京都杉並区和泉2丁目8番4号 **三井住友信託銀行株式会社　証券代行部** **0120-782-031（フリーダイヤル）** 受付時間　9：00～17：00 （土･日･祝日および12/31～1/3を除く）
上場証券取引所	東京証券取引所プライム市場 （証券コード：2120）
単元株式	100株
公告の方法	電子公告により行います。
公告掲載アドレス	https://lifull.com/

ただし、やむを得ない事由により電子公告による公告ができない場合は、日本経済新聞に掲載して行います。

株式・配当についてのお問い合わせ	上記の株主名簿管理人にお問い合わせください。なお、証券会社をご利用の株主様は、口座を開設されている証券会社等にお問い合わせください。

「事業戦略説明会」の開催についてのご案内

本総会に先立ち、12月9日（水）19時より「事業戦略説明会」をオンライン形式にて開催いたします。2028年9月期までの中期経営計画における「LIFULL HOME'S」を中心に当社の事業戦略や最新のAI活用状況などを、代表取締役社長執行役員の伊東祐司よりご説明申し上げます。限られたお時間ではございますが、説明後には質疑応答も設けております。ぜひご参加ください。詳細は、当社投資家情報サイトをご覧ください。
（https://lifull.com/ir-news/50412）

「株主様アンケート」へご協力のお願い

今後のIR活動の参考とさせていただくため、当社投資家情報サイトにて株主様アンケートを実施しております。お忙しい所大変恐縮ですが、ご協力をよろしくお願い申し上げます。

●株式会社LIFULL 株主様アンケート（32期）

決算説明会等の動画掲載のご案内

当社YouTubeチャンネルにて、決算説明会、個人投資家説明会等の動画を公開しております。

●株式会社LIFULL YouTube

https://www.youtube.com/@LIFULL

株式会社LIFULL 投資家情報サイト

日本語）**https://lifull.com/ir/**

英　語）**https://lifull.com/en/ir/**

FSC ミックス 紙 | 責任ある森林管理を支えています FSC® C013080

VEGETABLE OIL INK

UD FONT 見やすく読みまちがえにくいユニバーサルデザインフォントを採用しています。